

令和8年余市町議会第2回定例会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分
延 会 午後 2時41分

○招 集 年 月 日

令和8年6月23日（火曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 会

令和8年6月23日（火曜日）午前10時

○出 席 議 員 （15名）

余市町議会議長	7番	藤 野 博 三
余市町議会副議長	3番	岸 本 好 且
余市町議会議員	1番	山 本 正 行
〃	2番	尾 森 加奈恵
〃	4番	佐 藤 剛 司
〃	5番	内 海 富美子
〃	6番	庄 巖 龍
〃	8番	川内谷 幸 恵
〃	9番	土 屋 美奈子
〃	11番	茅 根 英 昭
〃	12番	中 井 寿 夫
〃	13番	ジャストミートあたる
〃	14番	大 物 翔
〃	15番	白 川 栄美子
〃	16番	寺 田 進

○欠 席 議 員 （0名）

○出 席 者

余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
副 町 長	渡 邊 郁 尚
総 務 部 長	高 田 幸 樹
総 務 課 長	荒 井 拓之介
財 政 課 長	後 藤 将 人
税 務 課 長	照 井 芳 明
民 生 部 長	成 田 文 明
福 祉 課 長	枝 村 潤
子育て・健康推進課長	新 木 徹 也
保 険 課 長	住 吉 孝 之
環 境 対 策 課 長	佐々木 大 介
総 合 政 策 部 長	橋 端 良 平
政 策 推 進 課 長	金 田 直 也
農 林 水 産 課 長	北 島 貴 光
商 工 観 光 課 長	鈴 木 貴 之
建 設 水 道 部 長	紺 谷 友 之
建 設 課 長	井 上 健 男
まちづくり計画課長	二 木 二 郎
水道課長（併）下水道課長	山 岸 睦
会計管理者（併）会計課長	小 黒 雅 文
農業委員会事務局長	佐々木 孝 太
教育委員会教育長	高 橋 伸 明
教 育 部 長	大 森 直 也
学 校 教 育 課 長	本 間 憲 明
社 会 教 育 課 長	松 尾 智 幸
選挙管理委員会事務局長 （併）監査委員事務局長	小 林 武

○事務局職員出席者

事務局 長 羽 生 満 広
議事係 長 中 山 達 郎
書 記 山 内 千 洋

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
議長の諸般報告
行政報告
- 第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 第 4 報告第 2 号 専決処分の報告について
- 第 5 報告第 3 号 専決処分の報告について
- 第 6 報告第 4 号 専決処分の報告について
- 第 7 報告第 5 号 専決処分の報告について
- 第 8 報告第 6 号 専決処分の報告について
- 第 9 報告第 7 号 専決処分事項の承認を求めることについて
(令和 8 年度余市町一般会計補正予算(第 2 号))
- 第 10 一般質問

開 会 午前 10 時 00 分

○議長(藤野博三君) ただいまから令和 8 年余市町議会第 2 回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 15 名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、議案 3 件、報告 10 件、他に一般質問と議長の諸般報告及び行政報告です。

○議長(藤野博三君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議席番号 15 番、白川議員、議席番号 16 番、寺田議員、議席番号 1 番、山本議員、以上のとおり指名いたします。

○議長(藤野博三君) 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○11 番(茅根英昭君) 令和 8 年余市町議会第 2 回定例会開催に当たり、昨日午前 10 時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員 7 名出席の下、さらに説明員として渡邊副町長、高田総務部長、荒井総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期定例会に提出されました案件は、議案 3 件、報告 10 件、一般質問は 8 名によります 15 件で、他に議長の諸般報告と行政報告でございます。

会期につきましては、本日より 6 月 25 日までの 3 日間と決定しましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りににつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第 3、報告第 1 号 専決処分の報告について、日程第 4、報告第 2 号 専決処分の報告について、日程第 5、報告第 3 号 専決処分の報告について、日程第 6、報告第 4 号 専決処分の報告について、日程第 7、報告第 5 号 専決処分の報告について、日程第 8、報告第 6 号 専決処分の報告について、日程第 9、報告第 7 号 専決処分

事項の承認を求めることについて（令和８年度余市町一般会計補正予算（第２号））、以上７件につきましては、それぞれ関連がありますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、一般質問は、８名による15件です。

日程第11、議案第１号 令和８年度余市町一般会計補正予算（第３号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第12、議案第２号 余市町監査委員条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第13、議案第３号 余市町火入れに関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第14、報告第８号 繰越明許費繰越計算書についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第15、報告第９号 株式会社北後志第一清掃公社の第49期（令和７年度）経営状況の報告についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第16、報告第10号 株式会社まほろば宅地管理公社の第15期（令和７年度）経営状況の報告についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、追加案件もあると伺っておりますので、それらの案件が提出されました時点で議会運営委員会を開催し、その結果をご報告申し上げます。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（藤野博三君） ただいま委員長から報告のとおり、今期定例会の会期は本日から25日までの３日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から25日までの３日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、今期定例会は、地方自治法第121条第１項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、絹野選挙管理委員会委員長は、選挙管理委員会に関する一般質問の際に出席願うことになっておりますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第３条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（藤野博三君） 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の２第３項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、５月27日、北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会並びに北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会の総会が開催され、総会終了後、後志総合開発期成会と合同による要請行動が実施され、あわせて、５月29日、後志総合開発期成会による道段階、６月５日には中央段階の要請行動が実施され、お手元に配付の内容のとおり要請いたしてまいりましたので、ご報告申し上げます。

次に、６月９日、札幌市において北海道町村議会議長会の第77回定期総会が開催され、会務報告の承認、各地区管内議長会提出案件の採択等を行った後、お手元に配付の決議を採択し、終了したことをご報告申し上げます。さらに、同日後志町

村議会議長会臨時総会が開催され、令和7年度の事業報告並びに歳入歳出決算認定についてそれぞれ承認をし、終了いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、詳細につきましては、関係書類を事務局に保管してありますので、必要な場合、ご覧いただきたいと思います。

次に、委員の派遣についてご報告申し上げます。会議規則第73条の規定に基づき、民生教育常任委員会より7月7日から10日までの4日間、長野県信濃町、静岡県吉田町、静岡県島田市に所管事務調査に関わる行政視察のため委員の派遣要求があり、これを承認いたしましたので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（藤野博三君） 次に、町長から申出のありました行政報告について発言を許します。

○町長（齊藤啓輔君） 1、令和7年国勢調査について。

令和7年国勢調査について行政報告を申し上げます。国勢調査は、統計法に基づき5年ごとに行われる統計調査であり、大正9年の第1回調査以来今回で22回目を迎え、我が国の人口及び世帯の実態等を把握し、各種行政施策の基礎資料とするため、令和7年10月1日を期日として実施されております。本町においては、調査区域として設定した178区について、国勢調査員121名により調査事務を行ったところでございます。このたびの行政報告につきましては、北海道並びに総務省統計局からの公表のありました人口及び世帯数の速報値をご報告申し上げますのでございます。

調査による10月1日現在の本町の総人口は1万6,486人であります。令和2年に実施された前回調査における総人口1万8,000人と比較して1,514人の減であり、減少率は8.4%であります。また、世帯数につきましては8,139世帯で、前回の調査と比

較して144世帯の減であり、減少率は1.7%であります。なお、報告数値につきましては概数であり、今後総務省統計局から公表される数値と相違する場合がありますことをご了承願います。

また、人口及び世帯数以外の結果につきましては、世帯に関する状況が本年9月までに、就業に関する状況が令和9年3月までに公表される予定であります。

今回の調査に当たりましては、町民各位のご理解とご協力により円滑に実施できましたことに心より感謝とお礼を申し上げ、行政報告といたします。

なお、参考資料として地区別人口及び世帯数一覧を添付しておりますので、ご高覧願います。

2、損害賠償について。

次に、損害賠償について行政報告を申し上げます。本件は、令和8年2月21日から23日にかけて町道大川町南2線、大川町8丁目変電所付近及び大川13丁目公園付近において道路上の穴により車両のタイヤ及びホイール等が損傷する事故が9件発生し、当該自動車の損害賠償について関係者と示談交渉を行ってまいりましたが、このうち6件が損害賠償額について示談が成立したことから、その概要につきましてご報告申し上げますのでございます。

本年の冬は例年になく2月下旬に入り急激に雪解けが進み、日中にできた大量の雪解け水が舗装のひび割れにしみ込み、夜間の気温低下で凍結膨脹によりひび割れが拡大し、そこを通過する車の重みで路面の一部が崩れ、道路上に穴が発生する要因となったところであります。

事故発生後の経過でございますが、道路の穴の補修を早急に実施するとともに、他の道路の路面状況も併せて点検を行い、再発防止に向けた穴埋め補修に取り組んだところでございます。その後それぞれの関係者と話し合いを行い、9件のうち6件について本町が損害賠償金を支払うことにより

和解することで合意に至り、令和8年6月1日に地方自治法第180条第1項の規定により和解及び損害賠償額の決定について専決処分をいたしたところであり、残りの3件につきましても現在継続して示談に向けた交渉をしているところでございます。

今後におきましては、町道の適正管理により一層努めてまいる所存でございますので、議員各位の特段のご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上、損害賠償についての行政報告といたします。

○議長（藤野博三君） 以上で町長からの行政報告を終わります。

○議長（藤野博三君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第3、報告第1号 専決処分の報告について、日程第4、報告第2号 専決処分の報告について、日程第5、報告第3号 専決処分の報告について、日程第6、報告第4号 専決処分の報告について、日程第7、報告第5号 専決処分の報告について、日程第8、報告第6号 専決処分の報告について、日程第9、報告第7号 専決処分事項の承認を求めることについての以上7件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第3ないし日程第9を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（井上健男君） ただいま一括上程されました報告第1号ないし報告第6号 専決処分の報告について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回ご提案申し上げましたのは、行政報告でご報告いたしました令和8年2月21日から23日にかけて本町が管理する道路を走行中の相手方の自動車当該道路上の穴によりタイヤ及びホイール等

の損傷事故6件に関わる損害賠償の和解及び損害賠償額の決定でございます。

本件につきましては、自動車所有者と解決に向けて交渉を行い、このたび一定の合意に至りましたことから、地方自治法第180条第1項の規定により和解及び損害賠償額について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づきご報告申し上げる次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

初めに、報告第1号 専決処分の報告について議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

和解及び損害賠償の額の決定について地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年6月1日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定について。

余市町が管理する道路の穴による損傷事故の損害賠償について次のとおり和解し、及び損害賠償額を決定する。

記。

1、和解の相手方、住所、余市郡余市町栄町414番地83、氏名、筒井美鈴。

2、和解の要旨、本件事故に関する一切の損害賠償金として余市町は相手方に対し、9,350円を支払うものとする。

3、事故の概要、1、事故の発生年月日、令和8年2月21日。2、事故の発生場所、余市郡余市町大川町8丁目58番地4地先。3、事故の内容、

余市町が管理する道路を走行中の相手方の自動車
が当該道路上の穴により損傷したものを。

続きまして、報告第2号 専決処分の報告につ
いて議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第2号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専
決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規
定により報告する。

令和8年6月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

和解及び損害賠償の額の決定について地方自治
法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決
処分する。

令和8年6月1日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定につ
いて。

余市町が管理する道路の穴による損傷事故の損
害賠償について次のとおり和解し、及び損害賠償
額を決定する。

記。

1、和解の相手方、住所、余市郡仁木町北町1
丁目23番地、氏名、有限会社中川自動車整備工場
代表取締役、中川秀敏。

2、和解の要旨、本件事故に関する一切の損害
賠償金として余市町は相手方に対し、2万6,950円
を支払うものとする。

3、事故の概要、1、事故の発生年月日、令和
8年2月23日。2、事故の発生場所、余市郡余市
町大川町13丁目24番地2地先。3、事故の内容、
余市町が管理する道路を走行中の相手方の自動車
が当該道路上の穴により損傷したものを。

次に、報告第3号 専決処分の報告について議
案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第3号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専

決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規
定により報告する。

令和8年6月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

和解及び損害賠償の額の決定について地方自治
法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決
処分する。

令和8年6月1日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定につ
いて。

余市町が管理する道路の穴による損傷事故の損
害賠償について次のとおり和解し、及び損害賠償
額を決定する。

記。

1、和解の相手方、住所、岩内郡岩内町東山69番
地11、氏名、新保栄二。

2、和解の要旨、本件事故に関する一切の損害
賠償金として余市町は相手方に対し、4万3,575円
を支払うものとする。

3、事故の概要、1、事故の発生年月日、令和
8年2月23日。2、事故の発生場所、余市郡余市
町大川町13丁目24番地2地先。3、事故の内容、
余市町が管理する道路を走行中の相手方の自動車
が当該道路上の穴により損傷したものを。

次に、報告第4号 専決処分の報告について議
案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第4号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専
決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規
定により報告する。

令和8年6月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

和解及び損害賠償の額の決定について地方自治
法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決

処分する。

令和8年6月1日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定について。

余市町が管理する道路の穴による損傷事故の損害賠償について次のとおり和解し、及び損害賠償額を決定する。

記。

1、和解の相手方、住所、余市郡余市町黒川町19丁目4番地24、氏名、上枝良。

2、和解の要旨、本件事故に関する一切の損害賠償金として余市町は相手方に対し、1万8,850円を支払うものとする。

3、事故の概要、1、事故の発生日、令和8年2月23日。2、事故の発生場所、余市郡余市町大川町8丁目58番地4地先。3、事故の内容、余市町が管理する道路を走行中の相手方の自動車当該道路上の穴により損傷したもの。

次に、報告第5号 専決処分の報告について議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第5号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおりに処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

和解及び損害賠償の額の決定について地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年6月1日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定について。

余市町が管理する道路の穴による損傷事故の損害賠償について次のとおり和解し、及び損害賠償

の額を決定する。

記。

1、和解の相手方、住所、余市郡余市町沢町299番地14、氏名、松原浩隆。

2、和解の要旨、本件事故に関する一切の損害賠償金として余市町は相手方に対し、8,275円を支払うものとする。

3、事故の概要、1、事故の発生日、令和8年2月23日。2、事故の発生場所、余市郡余市町大川町8丁目58番地4地先。3、事故の内容、余市町が管理する道路を走行中の相手方の自動車当該道路上の穴により損傷したもの。

次に、報告第6号 専決処分の報告について議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第6号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおりに処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

和解及び損害賠償の額の決定について地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年6月1日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定について。

余市町が管理する道路の穴による損傷事故の損害賠償について次のとおり和解し、及び損害賠償額を決定する。

記。

1、和解の相手方、住所、余市郡余市町大川町15丁目19番地2、コーポ杉本7号室、氏名、高橋香織。

2、和解の要旨、本件事故に関する一切の損害賠償金として余市町は相手方に対し、3万4,200円

を支払うものとする。

3、事故の概要、1、事故の発生日、令和8年2月23日。2、事故の発生場所、余市郡余市町大川町8丁目58番地4地先、余市郡余市町大川町13丁目24番地2地先。3、事故の内容、本町が管理する道路を走行中の相手方の自動車が当該道路上の穴により損傷したもの。

以上、一括上程されました報告第1号ないし報告第6号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長（後藤将人君） 続きまして、一括上程されました報告第7号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第7号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました令和8年度余市町一般会計補正予算（第2号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めるものでございます。

令和8年度余市町一般会計補正予算（第2号）の内容につきましては、一括上程されております報告第1号ないし報告第6号、損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定についてに係る損害賠償の予算計上でございます。

なお、歳入につきましては、総合賠償責任保険金により歳出との均衡を図った次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第7号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年6月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。
次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙の

とおり専決処分する。

令和8年6月1日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和8年度余市町一般会計補正予算（第2号）。

令和8年度余市町の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億528万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明申し上げます。1ページをお開き願います。最下段でございます。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、12目諸費、補正額14万2,000円、21節補償補填及び賠償金14万2,000円につきましては、町道大川町南2線におけるタイヤ破損事故に係る損害賠償金の補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。同じく1ページの下段でございます。2、歳入、21款諸収入、5項雑入、1目雑入、補正額14万2,000円、1節雑入14万2,000円につきましては、歳出における損害賠償金に係る総合賠償責任保険金の補正計上でございます。

以上、報告第7号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の報告7件について、これより質疑を行います。

○13番（ジャストミートあたる君） 質問させていただきます。

私ここをちょっと見てきたのです。大川町8丁目58番地4番、大川町13丁目24番地2番、これと

もに南2線の道路ということで、大川町8丁目58番地4が1号、4号、5号、6号、大川町13丁目24番地2が2号、3号、6号ということで、この穴の程度なのですけれども、そんなに大きくなかったような気がします、見た感じ。この穴の程度というのは事故相当なのか、大きさとしてはどういう認識なのかというのがまず1点。

車の状態確認は目視で確認されたのでしょうか、それとも書類審査のみかというのが2点目。

あと、先ほど町長の行政報告にもあったとおり、他の道路の路面状況も併せて点検を行いとありました。そこで、町内のマンホールの数、この場所がマンホールの周りだったということもあって、町内のマンホール、同様のマンホールの数はどれだけあるのか把握しているのか、どれぐらいの頻度でチェックしているのか、それが誰なのかというのが3点目。

4点目は、これ同時に起こっているのです。これ同時に起こるものなののでしょうか。だったら、ほかのところでも起こっていてもおかしくないと思われるのですが、こういったマンホール周りの事故の補償というのは過去にあったのでしょうか。私が議員に着任してからは初めてだと思うのですけれども、そこら辺もお願いいたします。

それと、6件が損害賠償額に示談が成立して、残り3件につきましても現在継続中の示談となっておりますが、これなぜ合意に至らないのでしょうか。額で折り合いにならないのか、そこら辺もお願いします。

それと、保険なのですけれども、一時的に相手方の負担なののでしょうか、これは。そこもちょっとお聞きしたい。

それと、行政報告にも早急に穴の補修を実施したとありますが、これは期間はどれぐらいで早急ということかと、最後に2月下旬に入り急激に雪解けが進みとありましたが、気温の温度差というのはどれぐらいあったのでしょうか、夜と昼で。そ

ういったところも細かく教えていただきたいです。よろしくお願いします。

○建設課長（井上健男君） 13番、ジャストミートあたる議員からのご質問に答弁いたします。質問が多岐にわたるため、答弁漏れ等ございましたらご容赦ください。

まず、1点目、穴の程度、大きさについてのご質問でございます。こちらにつきましては、まず変電所前のほうでございますが、最大の長さとして133センチ、最大の幅といたしまして180センチ、深さにつきましては10センチとなっております。大川町13丁目公園前、こちらにつきましては最大の長さが195センチ、最大の幅が178センチ、最大深さが16センチとなっております。

2点目、損傷の確認の方法についてでございます。こちらにつきましては、担当が赴きまして目視により損傷の状況を確認してございます。

3点目、マンホールの数、こちらについてでございますが、現状手元に資料がなくて把握しておりませんが、かなりの数があるというふうに認識してございます。

4点目、過去の事故についてのご質問でございます。こちらにつきましては、令和5年、令和3年にそれぞれ1件、平成30年に計9件起きてございます。

5点目、残りの3件についての状況というところでございます。こちらにつきましては、現在申出人への聞き取り及び費用に係る資料要求と保険会社との連絡調整及び金額の整理を行っているところでございます。

続きまして、6件目、保険の相手方の自己負担があるかどうかというご質問でございます。こちらにつきましては、一度相手方のほうにご負担いただいたものに対しまして示談により金額をお支払いするという形となっております。

7点目、早急に対応したというところのどういった対応だったかというところでございます。こ

ちらにつきましては、通報があったのが2月23日の22時頃が初めての通報でございまして、それまで町のほうでは路面の状況を把握するに至っておりませんでした。次の24日の朝、まず点検を行いまして、そちらの2か所の穴につきましては早急に穴埋め補修をさせていただいたところでございます。その後、24日、25日にかけてまして町内全体の道路の穴の状況を点検してまいりまして、そのうちの週に深い穴につきましては補修を完了しておるところでございます。

最後、気温温度差についてでございます。こちらにつきましては、23日の日が一番気温の温度差が多いところでございまして、最高気温と最低気温の温度差といたしまして12度程度温度差があったというふうに認識してございます。

あと、すみません。マンホールのチェックとパトロールの頻度ということでございます。こちらにつきましてはですけども、マンホール等パトロールのチェックといたしましては、日中の作業中に区域を決めまして維持担当のほうでパトロールをしておるところでございます。台風ですとか、そういった際には建設課職員全員で班を分けした中でパトロールをしているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○13番（ジャストミートあたる君） ありがとうございます。ちょっと気になった点再質問します。

先ほど町長が他の道路の路面状況も併せて点検を行いといいながら、マンホールの数を把握していないということで、これチェックしたのですか。ちゃんとこの数とか、見て回ったのなら数も相当数チェックしなければいけないと思われるのですけれども、多数という答えで、これ本当に把握できてちゃんとチェックできているのかどうかということで、再度このところ詳しくもう一度お聞きしたい。ちゃんとチェックできている、どういうふうにチェックしたのか詳しく聞きたいと思えます。

あと、事故程度、先ほど変電所、深さ10センチで、ぐるぐる公園前が16センチ、こんな、10センチはこれぐらいですね。これでタイヤ、ホイール壊れますか。これどういう、そんな賠償金出るまで壊れないと思うのですけれども、そこまでやわな車だったのかちょっと気になります。どういった、それは車の状態確認されたのですが、損傷というのはどの程度の損傷だったのか、ここもちょっと詳しく、目視で見たということなので、ホイールが外れたのか、それともホイールが傷ついたのか。ここにはタイヤ及びホイール等が損傷するとありますが、これバンパーとかなら分かるのですけれども、ホイール等が損傷というのはどういった、タイヤが損傷するってどういうことか分からない。たかだか10センチの差です。これはちょっと、ここも詳しくもう一度聞きたい。

マンホール事故というのは過去、少数とはいえ、あったということは分かりました。建設課がチェックしているというのも了承しました。気温も大丈夫です。

期間も、これ例えば23日の22時に初の通報があって、この後9件来るはずなのですが、これ9件来たのは22時以降、夜中に回るのですか、それとも次の日にも行っているのでしょうか。かなりまとまって来ているので、この時系列もちょっと再質問で聞きたいと思えます。

額で折り合いにならない、今調整中、資料を整理中ということで了承しました。相手方の負担も保険が一時的に負担、使われて、町がその後補償するという形。これは、相手方の保険料の増額にも対応しているのでしょうか。その分も込みでの賠償金なのでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○建設課長（井上健男君） 13番、ジャストミートあたる議員からの再度のご質問に答弁いたします。

まず、1点目、マンホールの数の把握について

でございます。こちらにつきましては、マンホール
の数ではなくて路面の状況、それぞれの走った
路面について確認をしているところでございま
す。マンホール周りの穴は、確かに議員おっしゃ
るとおり多いのですけれども、それ以外の穴もご
ざいますので、そういったものを総合的に含めて
建設課のほうで確認、対応しているところでござ
います。

なお、今回の22時以降の通報がございました。
次の日の朝、早朝、あるいは25日の朝、早朝から、
今回の事故の報告を受けまして、建設課職員全体
で3班に分かれてパトロールを実施したところで
ございます。

続きまして、穴の大きさによるパンク等の事故
の程度というところでございます。こちらにつき
ましては、穴にはまりまして、タイヤにつきまし
てはパンクしているのがそれぞれの申出のあった
ところでございます。ホイールにつきましては、
変形といいますか、そういったような状況になっ
たものに対して今回修理対応させていただいた
ところでございます。

続きまして、通報からの時系列についてでござ
います。繰り返しの答弁にはなりますけれども、
まず最初に23日の22時頃に第1報の通報がござい
まして、次の24日の早朝から点検のほうは実施し
てございます。その後、24日の12時に町民向けに
余市町公式ラインのほうで穴についてお気をつけ
くださいということで通知を出させていただいた
ところでございます。そういった中で、24日以降
に申出のあったものが8件ございます。そのうち
の6件につきまして今回示談という形で処理させ
ていただいたところでございます。残りの3件に
つきましても今見積額の算定の根拠資料ですと
か、そういったものを提出をお願いしているところ
でございます。

最後、保険料の相手方のほうの金額が変わるの
かというご質問でございます。こちらにつきまし

ては本町のほうでは承知してございませんので、
よろしくご理解の上、お願い申し上げます。

○13番（ジャストミートあたる君） 3班に分か
れてパトロールしたということなのですけれど
も、今回の事故に関してはマンホール周りなの
です。同じようなマンホールを、普通の道路とい
うのはパトロールするでしょう。しかし、今回はマ
ンホールに限ってのことなので、マンホールを中
心にチェックするべきではなかろうかと私は思う
のです。それなのに、数を把握していない。とい
うことは、イコール場所も把握していないという
ことなのです。全部はチェックできないだろうけ
れども、数を把握していないというのは非常に私
疑義を持ちます。本当にチェックしたのかという
、そういったところでありますので、これからこう
いった事故が起こったとき、マンホールの数とか
きちんと把握する、検討されるのかというのをち
よっと聞きしたい。確認です。

あとは先ほど時系列で聞いた、1件目があつて
から、ラインで通知してから、その後8件ですか、
残り8件が来たということで、これドラレコ、目
視で確認したというけれども、ドラレコとか確認
したのですか。別のところで事故って、そのライ
ンを見て、ああ、ではやってしまえ、ここで請求
してしまえばいいのではないかという、そういう
ふうにした、思われることも私は懸念しており
ますので、ちゃんとドラレコとかで確認されたの
でしょうか。その2件再度よろしくお願いします。

○建設課長（井上健男君） 13番、ジャストミ
ートあたる議員からの再度のご質問に答弁させて
いただきます。

まず、1点目、マンホールの数の確認という点
でございます。こちらにつきましては、確かに今
回はマンホールの周りで破損する事故が多数ござ
いました。しかし、マンホール周りのほかにも道
路上の穴深くなる場所というのは建設課のほう
である程度場所は認識してございますので、そう

いったところを中心に見て回っていたところでございます。

あと、ラインで通報後ということですが、24日から応急処置、穴埋めを緊急に行ってくださいますので、24日以降につきましてはこういった破損事故等は発生してございません。今回につきましては緊急で穴埋めを行いまして、マンホール周りはもちろんのこと、そのほかの穴開いているところも穴埋めをさせていただいたところでございます。

あと、ドラレコ等の確認ということですが、交渉した相手方からご提供いただいたものに関しましてはドラレコも確認して、その対応方法については保険会社のほうと調整、協議を行ってございまして、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○16番（寺田 進君） 私のほうから、報告第1号と6号のところを見ていただくとよく分かるのですが、特に6号見ていただくと、この方は両方の場所で損害を被っているわけです。ということは、少なく見ても21日から23日までは道路の状態はそのままだったと。もしかするともうちょっと長かったのではないかなというふうに思われます。これそこまで長くなった原因はどこにあるのか、どう捉えていらっしゃるのかお伺いしたいことと、町長の行政報告の中で今後の町道の適正管理により一層努めてまいるといふふうにおっしゃっています。より一層管理に努めてまいるといふのは具体的にやり方を変えたのか、違う方法を今選定されているのか、もしそういうのがあればお伺いしたいと思います。

○建設課長（井上健男君） 16番、寺田議員からのご質問に答弁いたします。

まず、1点目、21日から23日の間の路面の状況というご質問でございます。今回行政報告のほうでありました9件のうち、7件につきましては2月23日の日没以降に発生してございます。そうい

ったようなことから、気温差、先ほどもご答弁申し上げたのですけれども、気温差につきましても12度と、かなり気候としても、気象状況としても特異なものであったというふうに認識してございます。そういったことから、先ほども答弁で申し上げましたように、第1報が入ったのが2月23日の22時ということでございまして、それまでの間は路面の状況を建設課のほうといたしましては把握する状況に至っていなかったというところでございます。今後につきましてはそういった情報体制の確立等に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

2点目といたしまして、再発防止の対策といたしまして今後道路パトロールの強化、見守り体制の強化、通報体制の強化、緊急補修体制の迅速化などを検討を進めてまいりたいというふうに考えてございまして、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○16番（寺田 進君） 余市町は道路管理者、町道の道路管理者として権限を担っているのです。安全に努めていることかと思われそうですが、間違ったら困るので、これ文章を正確に読みます。道路法が道路管理者に認めた特殊な権能である道路管理権に基づいて道路を造ったり、道路管理をして道路を一般通行の用に供するとともに、必要に応じて道路の通行禁止や制限などもしています。通行禁止ということも要するに道路管理者は決定することができるわけです。

以前にも私何回か質問させていただきました。特に目立つのが崖崩れとか、土砂崩れとか、による通行禁止制限を町でも行っているというふうに思います。これ今回も町民からの通報だということになっていきますけれども、いずれも、前回のときも通報の第1報でその後動いて、要するにきちんと動きをつけているということがあります。前回の質問のときもそうでしたけれども、より一層安全管理に努めましますと、道路パトロール

の強化をいたしますというふうにおっしゃっていますけれども、今回もパトロールを強化しますということなのですが、果たしてそれで道路管理者としての責任をきちんと担っていけるのかどうか、その辺の見解をどういうふうに捉えていらっしゃるかお伺いしたいと思います。

○建設課長（井上健男君） 16番、寺田議員からの再度のご質問に答弁させていただきます。

道路法に基づく適正管理というのが道路管理者として求められているところだということにつきまして、建設課といたしましても重々承知しているところでございます。そういった中で、パトロールの強化についてのご指摘でございますが、こちらにつきましては点検頻度の見直しとか、そういったものを図っていきたいというふうに考えておりますけれども、今後他市町村等で行われております手法等も検討した中で再度さらなる強化を進めてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○16番（寺田 進君） まさしく今課長おっしゃったように、道路パトロールを強化するといっても24時間365日パトロールするわけにいかないわけですね。ましてや急な寒さが来たとか、暖かさが来たとか、特別な気候状況だったとかといっても、余市町で雪が降らないということはあり得ないわけですね、今の状況からいくと。そういうことを踏まえると、やっぱりより一層、今までも通報はほとんど町民からの通報だと思うのです。ということで、前もご提案しましたがけれども、せっかく余市町のラインがありますので、写真と住所の詳細を入れたものを送れるようなシステム、全国の自治体ではかなりの数導入していると思われます。そういったことを踏まえた新しい対策を講じたほうがいいのではないかなというふうに思いますけれども、どのような見解があるかお伺いしたいと思います。

○建設課長（井上健男君） 16番、寺田議員からの再度のご質問に答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、町の公式ラインの活用等も、そういったものにつきましても今後有効的な手段だというふうには認識してございます。そういった中で、先ほども申し上げましたけれども、通報体制の強化、こちらにつきましてもかなり急務なことだというふうには認識してございまして、先ほど来議員からのご指摘ありますように、町民からの情報いただいた、その情報提供の活用ですとか、道路緊急ダイヤル等、こちらにもライン等の活用も備わってございます。そういった中で、道路緊急ダイヤルのほうから連絡を受けたものにつきましても迅速に対応できるような町の受入れ態勢のほうにつきましても今後強化してまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

では、これにて質疑を終結いたします。

まず、報告第1号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

本案は、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第1号 専決処分の報告について

は、報告のとおり了承されました。

次に、報告第2号についてお諮りいたします。
本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決いたします。

本案は、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第2号 専決処分の報告については、報告のとおり了承されました。

次に、報告第3号についてお諮りいたします。
本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第3号を採決いたします。

本案は、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第3号 専決処分の報告については、報告のとおり了承されました。

次に、報告第4号についてお諮りいたします。
本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第4号を採決いたします。

本案は、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第4号 専決処分の報告については、報告のとおり了承されました。

次に、報告第5号についてお諮りいたします。
本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第5号を採決いたします。

本案は、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第5号 専決処分の報告については、報告のとおり了承されました。

次に、報告第6号についてお諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第6号を採決いたします。

本案は、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第6号 専決処分の報告については、報告のとおり了承されました。

次に、報告第7号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第7号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第7号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（藤野博三君） 日程第10、一般質問を行います。

なお、一般質問は一問一答方式により実施いたします。発言時間は、質問、答弁を含めて45分以内の時間制限を取っており、持ち時間5分前にベルを鳴らします。

それでは、順次発言を許します。

発言順位1番、議席番号2番、尾森議員の発言を許します。

○2番（尾森加奈恵君） 令和8年余市町議会第2回定例会におきまして、さきに通告いたしました一般質問2件について質問いたします。答弁のほどよろしく願いいたします。

件名1、土葬制度の現状と住民への情報提供について。土葬は、法制度上存在する埋葬方法ですが、実施に当たっては埋葬許可や墓地管理上の条件を満たす必要があるものと認識しております。本町における制度の実態を正しく整理し、住民に分かりやすく伝えていくことが重要と考え、以下お伺いします。

1、余市町墓地及び火葬場条例施行規則に埋葬許可に関する規定が存在しますが、この規定は現在の余市町においてどのように運用されているのかお伺いします。

2、墓地、埋葬等に関する法律に基づく本町の直近5年における埋葬許可の交付件数及びそのうち土葬に係る件数についてお伺いします。

3、民間霊園であるよいち霊園における土葬について不安の声がある一方、土葬は法律上認められた埋葬方法でもあります。民間霊園において土葬を実施する際、どのような手続や条件が必要と

なるのかお伺いします。

件名2、道の駅整備の現状と今後の方針について。サウンディング型市場調査の結果が3月末に公表されましたが、町民にとって今後の見通しが分かりにくい状況です。また、整備の必要性や現在の道の駅の在り方について町民から様々な声も聞かれます。以下、お伺いします。

1、サウンディング型市場調査では道の駅単体での独立採算は困難、指定管理料ゼロを前提とした運営には課題があるとの意見が示されました。こうした結果を踏まえ、今後どのように進めていく考えかお伺いします。

2、町民から現在の道の駅の駐車場の利便性向上や施設の魅力向上を望む声もあります。現在の道の駅の改善について見解をお伺いします。

3、調査結果公表から約3か月が経過しましたが、次のステップをいつ頃、どのような形で町民に示す予定かお伺いします。

以上、よろしくお願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の土葬制度に関する質問に答弁します。

1点目の余市町においての運用ですが、土葬は墓地、埋葬等に関する法律において認められている埋葬方法の一つであり、法律上禁止されているものではありません。埋葬の申請があった場合には、埋葬を行う墓地が法令等に基づき適正に設置及び管理されていることなど所要の要件を確認した上で、死亡届を受理した市町村長が埋葬許可証を発行することとなっています。

2点目の直近5年間における本町の埋葬許可の交付実績はありません。

3点目の民間霊園において土葬を行う場合ですが、関係法令等を遵守していることが条件となり、墓地としての設置許可を受けることが必要で、管理者は翌月に埋葬の状況を墓地所在の市町村に報告することになっています。

次に、道の駅の整備の現状と今後の方針について

に答弁します。1点目の今後の進め方に関する質問ですが、サウンディングの結果を受け、採算性やリスク分担、公募条件といった事業成立のための条件整理など、基本構想の見直しの必要性も含めた検討を進めています。

2点目の現在の道の駅の改善に関する質問ですが、利用者の視点を踏まえながら、駐車場や施設の案内表示の改善など、実施可能なものから順次対応していきます。

3点目の町民への周知に関する質問ですが、具体的な時期は現時点では未定ですが、内部整理を進め、できる限り早期に一定の方向性をお示したいと考えます。

○2番（尾森加奈恵君） 答弁いただきましたので、順番に再質問させていただきます。

埋葬許可の運用についてですが、要件を満たして、そして埋葬許可証を発行することなのですが、現在の余市町において土葬は一般的に行われておらず、火葬が通常であるとの認識でよいのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほど答弁したとおり、本町において土葬を受理した実績は直近5年間でないので、火葬が主流になっているわけでございます。

○2番（尾森加奈恵君） 直近5年間で受理はしていないということで、2点目の質問の再質問のほうに移らせていただくのですが、土葬に係る件数はゼロということで答弁いただいたのですが、余市町は、許可証の名前なのですが、死体・死胎火葬（埋葬）許可証を発行していますけれども、この死体・死胎火葬（埋葬）許可証は、国の法律上の名称ですと埋葬許可証と火葬許可証があると思うのですが、これはどちらに当たるのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

それは法律に基づいたものなので、名称についての差異は特段ないものと考えています。

○2番（尾森加奈恵君） それでは、余市町は埋葬許可証、火葬許可証とは異なり、余市独自の様式で一つの許可証に統合されているのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

質問の趣旨が不明確なので、ちょっと確認も含めて答弁させていただきたいのですが、そもそも法律に基づいた火葬、埋葬許可証というのを出しているわけで、自治体によって様々な運用があると思いますが、先ほど私が言ったとおり、それは同じものであるというふうな認識です。

○2番（尾森加奈恵君） 同じものというのは、余市町では死体・死胎火葬（埋葬）許可証を出していますけれども、分けていないということなのでしょうか。埋葬許可証と火葬許可証を分けていないのでしょうか、それとも一本化されているのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほど申し上げたことに尽きるのですが、フォーマットは別に同じであって、今担当に確認して、細かいことなので、フォーマットの話なので、別に私が政策的に答える話ではないと思うのですが、担当に確認したら、埋葬、火葬のフォーマットがあって、丸をつけるようになっており、火葬に丸をつけて出すと。他町村とかで、もちろんフォーマットがあるわけなので、その場合は埋葬の、要はここで火葬しないわけなので、埋葬としたらこちらの墓地に収容されると、そういうことになっています。

○2番（尾森加奈恵君） フォーマットが自治体によって違って、この余市町においては死体・死胎火葬（埋葬）許可証に火葬の欄と埋葬の欄があって、土葬の場合は埋葬のところに丸をつけ

るというものになっているということなのですね。そのように認識をしました。

墓地、埋葬等に関する法律で、墓地または火葬場の管理者は、毎月5日までにその前月中の埋葬または火葬の状況を墓地または火葬場の所在地の市町村長に報告しなければならないと定められていますけれども、毎月適切に受理、確認されているのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

それに関しては毎月報告は受けているということです。

○2番（尾森加奈恵君） 毎月報告は受けているということでした。

では、土葬、いわゆる埋葬と火葬した後に納める埋蔵を区別して管理されているのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

それは区別して出てくるので、管理されているというふうに認識しています。

○2番（尾森加奈恵君） 土葬と埋蔵を区別して把握、管理されていると承知しました。

では、3問目の民間霊園の件について再質問をさせていただくのですが、北海道が土葬できる墓地を許可して、その上で町長が個別の埋葬許可を出す仕組みという認識でよろしいでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

埋蔵、埋葬許可は、死亡した自治体の長が出すということであって、余市町が必ずしも全件出すわけではないということです。

○2番（尾森加奈恵君） 私の質問の仕方が悪かったようなのですが、まず許可の流れなのなのですが、余市町は土葬ができるよい霊園がありますが、このよい霊園、土葬できますよ

という許可、この場所に土葬ができますよという許可を出すのは北海道で、そしてその埋葬許可を出すのは先ほどおっしゃったように余市町長ということですのでよろしいのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

質問の趣旨がちょっとよく分からないのですが、要は土葬できる墓地を設置するという許可は、余市の場合、よいち霊園に関しては、これは北海道が昭和60年に許可したものであって、うちは一切関係ありません。それで、そこに火葬、埋葬するかどうかは死亡した自治体の長が発行する様式で出すということでございます。

○2番（尾森加奈恵君） では、よいち霊園の許可は昭和60年に北海道が許可をしました。そして、そこに土葬、いわゆる埋葬する場合は死亡したまち、埋める方の死亡したまちの自治体の、市区町村の町長なり市長などが埋葬許可を出すということなのですね。例えば札幌で死亡された方は札幌で許可証を頂いてよいち霊園に土葬される、そのような仕組みなののでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

そうです。

○2番（尾森加奈恵君） よく分かりました。土葬は法律上認められた埋葬方法ですが、正確な情報が届かないことで不安が生じているという一面もありますので、制度の正確な内容ですとか手続、衛生基準などについて町として住民に分かりやすく情報をしていく考えなどはないのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

そもそも本町は土葬を別に積極的に進めているわけではないので、相談があった際には個別に対応するというので、積極的に土葬の制度について発信するつもりは一切ありません。

○2番（尾森加奈恵君） 個別に対応されるということで承知しました。不安の声があるということも受け止めていただいて、対応していただければと思います。

では、2件目の道の駅再編整備についての再質問に移らせていただきます。基本構想の見直しも考えられているということなのですが、令和元年度に新たな道の駅が国の重点道の駅候補に選定されましたが、選定から7年が経過しています。国との協議、連携は現在も継続しているのか、また国の支援を受けられる見通しはあるのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

道の駅に関しては国が認定するわけですので、その要件があるわけです。駐車場があることですか、トイレが整備されているということですか、そういうことがなければ道の駅としては認定されないの、もちろん国との関わりは引き続きあるわけでございます。補助金については何のことを言っているのかちょっと明確ではないのですが、道の駅整備に関しては様々な補助金等を使いながら進めていきたいということでございます。

○2番（尾森加奈恵君） 国との関わりが引き続きあり、補助金などを使って道の駅を造っていくという、整備していくということで承知しました。

では次に、2点目の現在の道の駅について再質問させていただきます。駐車場なども改善していかなければという答弁をいただいたのですが、現在の道の駅の駐車場の混雑の要因なのですが、駐車台数が少ないということはもちろんあるのですが、それに加えて入り口と出口が同一箇所であることも一因ではと考えます。入り口と出口を分けるなど、何か対策について検討はされないのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に

答弁させていただきたいと思います。

利用者からの声も踏まえて案内表示の改善や駐車動線などを引き続き勘案して、着手可能なものから実施していくということでございます。

○2番（尾森加奈恵君） 着手可能なものから実施されるということなのですかけれども、駐車場については順次着手していただけるということで承知しました。

令和7年の第3回定例会で私この道の駅について質問した際には、委託先である観光協会に協力しますし、いつでも言ってくるような体制は構築されていますと答弁をいただきましたが、施設の魅力向上についての情報共有ですか意見交換などはその後されているのか、もしその何か内容がありましたら、お伺いしたいです。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

観光協会との意見交換は常にしておりますし、魅力の向上、それこそサウンディング体制も含めてですけれども、そういうのは常に行っているというわけでございます。

○2番（尾森加奈恵君） 観光協会とは常に協議して、魅力向上についても話をされているということなのですが、この令和8年度に何か新たに取り組むことですか、対策されることなど何かあるのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

今年度について何かあるのかということなのですが、常に先ほど意見交換をしていると言いましたけれども、例えばイベントのときとかにこの道の駅のところで何か別に追加のイベントをやるなど、そういう、例えばソーラン祭りのものとか、そういうのを観光協会としては考えているということです。

○2番（尾森加奈恵君） イベントなどをやられるということで承知しました。

では、3点目の次のステップをどのような形で町民に示す予定かということについて再質問させていただくのですが、未定であるけれども、早めに方向性を示したいという答弁をいただきました。町民への情報提供はもちろん大切なのですが、非常に新たな道の駅に関しては町民の関心が高いですので、町民が意見を述べる機会も併せて設けていただく必要があるのかなと思います。説明会ですとか、何か新たな道の駅の協議会など、町民が直接意見を伝えられる場を設けるお考えはあるのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

意見を述べる場ということですが、先ほど申し上げたとおり、現在サウンディング型の市場調査をやって、その結果を公表していますけれども、それを踏まえてどういうふうに進めるかについては現在内部で整理を進めている最中ですので、町民の意見を聞く機会を設けるかも含めて内部で調整する時間をというふうに考えています。

○2番（尾森加奈恵君） 現在内部で調整中ということで、町民の意見を聞く場なども調整をされるということで承知しました。

令和7年度第3回定例会で新たな道の駅について一般質問させていただいたとき、町長より町民が誇りを持てる、訪れる人が目的地として目指すような道の駅を造りたい、ただし将来の財政負担にならない形で進めたいとの答弁をいただきました。現在もそのお考えは変わらないのか、また改めて何のために新たな道の駅を造るのか、再度お伺いして、私からの質問を終わりたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

もちろん今もその方針では変わりはありません。というのも、やはりかつてのように箱物をどんどん造っていったというような時代は終わりを迎えて、将来の負担にならないような公共施設の

在り方というのをきちんと考えている時期であります。余市町も例に漏れずですね、もちろん。何度も説明していますが、公共施設の再編整備を進めていますし、道の駅に関してももちろん大きいものを造ればいいというわけではなくて、将来の負担にならないこと、そして町民が誇りを持てる、そしてディストネーション、目的地になるようなものとするのが非常に重要だと考えておりますので、その方針は引き続き変わらず、そのような道の駅を造るように内部で引き続き整理を進めていくということでございます。

○議長（藤野博三君） 尾森議員の発言が終わりました。

昼食を含め午後 1 時まで休憩いたします。

休憩 午前 1 1 時 4 2 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

発言順位 2 番、議席番号 14 番、大物議員の発言を許します。

○14 番（大物 翔君） 令和 8 年第 2 回定例会に当たり、さきに通告済みの質問 3 件について答弁を求めます。よろしくお願いいたします。

まず、1 件目、函館本線（山線）の「廃線同意」撤回を決断することについて伺います。北海道新幹線の建設を求め始めて半世紀以上、嶋前町長が苦渋の決断として在来線の経営分離に同意してから 14 年、齊藤町長がバス転換やむなしと条件付で廃線に同意してから 4 年、公共交通をめぐる状況はさま変わりしました。

北海道新幹線札幌延伸をめぐる情勢は、当初の見通しから大きく乖離した状況にあります。国が定めた新幹線着工 5 条件、すなわち安定的な財源見通し、収益性、投資効果、J R の同意、地元自治体の同意の全てが満たされていることが絶対の

前提であります。しかし、現状は度重なる延期と資材の高騰による財源見通しの悪化、需要予測の変化による収益性、投資効果の不透明化、さらには新幹線関連工事をめぐる談合問題の発生など、地元同意、J R の同意以外の 3 条件が事実上破綻状態にあります。本町がこれまでバス転換の絶対条件としてきた大量輸送、迅速輸送などの利用者便益の確保についても深刻な運転手不足や各ブロック協議会の難航により、代替交通の確保そのものの見通しが混迷しています。

このような前提が崩れた状況において、なぜ我々だけがかつてなされた廃線、バス転換への同意に縛られ続けなければならないのでしょうか。国民、住民の移動権を最終的に担保するのは公共の役目であり、民間で対応が困難な本件のような事例にこそ、その役目はいよいよ重要となってきます。廃線同意を撤回し、国や道に対し移動権の保障を明確に求めるときではないのでしょうか。以下、伺います。

1 つ、地元同意、J R の同意以外の着工 3 条件の破綻に対する認識について。新幹線延伸の長期延期、事業費の膨脹、そして公共交通の信頼を揺るがす談合疑惑などの発生により、着工 5 条件のうち財源、収益性、投資効果は前提を失っている。町長は、国や道が掲げた新幹線整備の前提が足元から崩れてしまっている現状をどのように認識しているのか。

2 つ、前提が崩れた現在の地元同意の有効性と道への説明責任について。本町をはじめとする地元自治体がバス転換に同意したのは、あくまで新幹線が速やかに開業し、地域に投資効果をもたらす、あるいは代替交通が機能する形で明確に確保されるという前提の上での苦渋の決断であったはずである。その前提の上での苦渋の決断であったはずなのに、3 条件が実質的に破綻、変質している以上、過去の同意の有効性は失われたものと考えるべきではないだろうか。町長として道や国に

対し前提条件の再検証を求めるべきと考えるが、見解を伺う。

3つ、代替交通、バス確保の見直し崩壊と同意撤回のデッドラインについて。町長は、令和6年第2回定例会において迅速性と大量輸送の前提が崩れた場合にはバス転換の同意を撤回すると明言された。現在運転手不足や運行コストの高騰により、各ブロック協議会でも利便性を維持した代替バスの確保は極めて困難、あるいは見通せない状況にあるのではないのか。まさに今が町長の言う前提が崩れたときではないのか。いつまでも不確実な協議に付き合わされればよいわけではないと考える。撤回を決断するのか、まだ様子を見るのか、判断基準を伺う。

4つ、バス転換、廃線同意の撤回、鉄路維持へのかじ切りについて。新幹線の収益性も見通せず、談合疑惑が発覚し、代替バスすら確保できていない。この状況下で鉄路を廃止し、町民の公共交通へのアクセスを断つことは、アクセス困難者にしてしまうことであります。町長、今こそ町民の命綱である鉄路を守るためにバス転換への同意を正式に撤回すると表明し、国や道に対して在来線の存続を堂々と要求すべきと考えるが、見解を伺う。

次に、2件目として無秩序な開発行為を抑止する条例制定について伺います。脱炭素社会への移行やAIの普及に伴う国家レベルでの電力需要の拡大は、時代の趨勢としてある程度理解できます。しかし、主に都市部で消費される電力のために我が町が先人から受け継ぎ、育ててきた豊かな自然、国有林、そして果樹地帯が、美しい景観が損なわれかねない開発の在り方には大きな疑念と怒りを抱かざるを得ません。

町長は本年4月22日、関西電力の風力発電計画に対し、現時点では賛同できないとの見解を公式に示しました。町民共有の財産の保護や行政の執行の責任を重んじた判断は、地域の生活の場を守る重要な一歩と考えます。しかし、当該事業者は

いまだ計画を撤回せず、さらに今後他の巨大資本の参入や計画の具体化が町民理解という名目で進められた際、その場限りの個別意見の表明だけでは長期にわたって我が町を守る恒久的な防波堤にはなり得ません。本町が注力してきた世界に誇るワインの里のブランド、そして何より町民が普通に安心して人の歩く速さで暮らせる町を守るためには、国や道の法律、手続に依拠するだけではなく、町独自の明確な物差しとなる景観条例、景観計画の策定及び地球温暖化対策推進法に基づく抑制地域の明確化、ゾーニングといった主体的なルールづくりが必要であると考えます。

従前燃料やエネルギーは町外の産業や事業者に依存せざるを得ず、資金の域外流出の大きな要因でした。交付金や収入があっても、それ以上、あるいは流入と同程度の流出が続けばなかなか地域は豊かになれません。これは自治体経済の穴開きバケツ、漏れバケツなどとも表現される構造問題なのですが、この漏れ穴をうまく上手に塞ぐことは産業誘致と並んで地域をうまく成り立たせる重要な視点です。

本町の再生可能エネルギービジョンは、単なるカーボンニュートラルの枠に収まらない壮大な可能性を秘めていると考えています。それは、富が外に流出する大規模、中央集権型の枠組みから地域が一定の距離と自立を保つ指針ともなり得るものなのです。重要なのは地域で富を循環させ、景観を含めた環境を守り、調和の取れた小規模、分散、地産地消を軸としたエネルギー構造や経済構造を確立させることであり、域外の巨大資本の利益のために我が地域を差し出すことはありません。そのためには、私たちは独自の物差しを持つ必要があります。そこで、以下伺います。

1つ、大型風力発電計画に対する町長の認識と恒久的な地域防衛のルール、条例の必要性について。4月22日の町長見解を一步進め、国任せの法律ではなく、実効性を持つ町独自の景観条例、景

観計画を策定する考えはないのか。

2つ、余市町再生可能エネルギービジョンの具体化と地域循環型エコシステムの構築について。巨大資本による外部流出型のインフラ開発をゾーニングによって抑制する一方、地域の身の丈に合わせた小規模、分散、地産地消型の再エネを町が主体的に育てるべきではないか。

最後に、3件目、福祉、教育現場における「人材確保」と「地域人材育成モデル」の構築について伺います。福祉部門は単なる一業界ではなく、他のあらゆる産業や地域を根幹から支える重要なインフラです。仕事はあるのに親の介護で働きに出られない、仕事があるのに子供の預け先がないなど、福祉部門が健全に機能することが産業振興を支えるためには欠かせません。現在保育、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスなど、本町の福祉、教育サービスを維持するために不可欠な現場において人材不足が続いています。担当部局による外部へのリクルート活動は一定の成果を上げているが、大都市圏との競合もあり、外部からの確保のみに頼れる状況には限界があるものと認識しています。

また、現場へのヒアリングを通じて多くの事業者が人材を確保できない中、無資格者を自前で雇用、育成しているものの、その期間の人件費や研修費の負担が経営を圧迫している実態が明らかとなっています。持続可能な行政サービス提供のためには外部から呼び込むだけでなく、地元で人材を育て、福祉現場に定着させる地域育成モデルの強化が必要です。そこで、これまでの町の努力を踏まえつつ、以下伺います。

1つ、福祉系人材の見える化と情報提供体制の強化について。児童指導員など任用系の資格については特定の学部卒や教員免許所持者であれば実務経験なしで要件を満たす場合もあるが、本人が自らの資格を知らないケースも見受けられます。町としてどのような資格が必要か、どうすれば取

得できるのかというキャリアパスを横断的に整理し、一括して情報発信することで潜在的な有資格者の掘り起こしを図るべきではないか。

2つ、事業者への育成支援と育成コストの共同負担について。資格取得を目指す期間や研修受講中の人件費といった育成費用を事業者のみが背負うのではなく、町が行政インフラ維持の視点から支援する枠組みが必要と考える。国や道の補助金を活用しつつ、町独自のインセンティブ、研修受講支援、代替要員確保費の助成などをパッケージ化し、未経験者でも安心して福祉現場の扉をたたける環境を整備することが重要と考えるが、見解を伺う。

3つ、福祉の目線を宿した地域住民の育成による地域活性化について。福祉の現場で学び、働く経験は、その個人の固有の技能であると同時に地域に残る重要な財産だと考える。資格取得後の地元定着を促す奨励金制度や地域で人材を融通し合える仕組みを構築し、福祉の心を宿した住民を増やすことは結果として地域全体の回復力や柔軟性を高め、人に優しいまちづくりに直結する。この視点に立ち、福祉人材確保を単なる労働政策から地域教育プロジェクトへ転換を図る必要があると考えるが、見解を伺う。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の函館本線、山線の廃線同意の撤回に関する質問について答弁します。

1点目と2点目については関連がありますので、一括して答弁します。整備新幹線の基本条件についてですが、政府与党において着工5条件を踏まえた各線区の基本方針が確認され、国土交通省が設置する有識者会議において審議されるものと認識しています。

3点目と4点目の質問についても関連がありますので、一括して答弁します。バス転換についてですが、北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロック会議において代替バス運行計画の検討や

交通需要の把握など協議を継続しておりますが、新幹線の開業や新幹線ダイヤを踏まえた運行計画を検討しなければ今後の方針は示せないと考えています。

次に、無秩序な開発行為を抑止する条例制定について答弁します。1点目の質問ですが、風力発電をはじめとする再生可能エネルギーについては、脱炭素社会の実現に向け重要な取組であると認識しています。一方で、その導入に当たりましては自然環境や生活環境、景観への影響に十分配慮するとともに、町民の理解と納得が不可欠であると考えております。そのため、本町内で計画されている風力発電事業につきましては賛成できないとの判断に至っているところでございます。

なお、規制条例等の制定につきましては、現行法令による対応を基本としつつ、必要性について検討していきたいと考えます。

2点目の質問ですが、再生可能エネルギーの活用については、地域の実情に即し、産業や暮らしとの調和を図りながら進めていくことを基本的な考えとしています。その中で、農業と再生可能エネルギーを組み合わせた取組など地域特性を生かした取組を進めており、今後も段階的に推進していきたいと考えます。

次に、福祉、教育現場における人材確保と地域人材育成モデルの構築に関する質問に答弁します。1点目の福祉系人材の見える化と情報提供体制の強化についてですが、放課後児童クラブの支援員の募集に当たり、町ホームページやラインでの掲示のほか、公共施設やコンビニエンスストア、町内大型店舗などでのポスター掲示についてもご協力をいただいております。その際、必要な資格要件を明記することにより情報提供していますが、人材不足が慢性化している現状を踏まえ、引き続き情報発信を取り進めます。

2点目の事業者への育成支援と育成コストの共同負担についてですが、本町では放課後児童クラ

ブに従事する資格を有していない補助員に対し研修受講の勧奨を行い、受講料を補助していますが、民間事業者における人材育成等に対する協力体制の強化も必要と考えており、国や道の補助制度などについての研究を進めます。

3点目の福祉の目線を宿した地域住民の育成による地域活性化についてですが、本町では定住及び就業の促進を目的として各種施策に取り組んでいますが、その中でも若者を対象とする余市町奨学金返還支援助成金制度は、進学のため町外転出した方のUターンや転入促進を期待するものであり、本制度は個人への経済的支援にとどまらず、町全体としての人材確保や就労対策につながり、福祉分野における対策としても有効であると考えていますが、今後も人材確保をはじめ本町の活性化に期する施策に取り組みます。

○14番（大物 翔君） では、まず铁路の話からいきます。

国のほうで考えることだから、ちょっと自分のほうからはという話ですが、あなた自身はどう考えますか、この現状を。国がどう判断するかは、それ大事なのですけれども、その渦中にまさにいる自治体の長なわけでございます。最後の最後までバス転換に同意しないと踏ん張ってきたわけではないですか。しかし、やむなしとなり、条件付で同意をするという形であったと。そして、一昨年にはそれが確保できないのであれば撤回もあり得るのだという話をして、再協議に臨むことだってあり得るのだとおっしゃった。今はまだその時期ではないのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

着工5条件については、先ほども答弁したとおり、国の有識者会議で審議されるべき事項であり、本町の実情と懸念が十分伝わるようには求めている立場ではあります。

また、バス転換への同意撤回に関しては、何度

もいろいろな会議で言っていますけれども、迅速性と大量輸送が確保できなければ同意撤回する可能性があるということは言っております。ただ、本件は後志ブロック全体で足並みをそろえて言っていることですので、その点はどういう議論になるのか、そもそも議事録見てもらえば分かりますけれども、新幹線ダイヤがまだ提示されない中で、バス路線も、どういう交通体系になるかも議論できないというのを私は会議でも言っている立場ですので、その点を見据えないと軽々に判断できるものではないというふうに考えています。

○14番（大物 翔君） おっしゃることは分かるのです。

では、ここ何年かのブロック協議会だとか、あるいは国とか北海道とか世の中的な動き、自分なりにちょっとまとめ直して一覧にしてみたのですが、自分用にですけれども、結局最終的に22年にバス転換に同意せざるを得なくなって、その当時示された赤字というのが30年間で255億円なのだと。それはさすがに受けられませんという話に当然なるわけです。その後、結局第15回だとか16回のブロック協議会でバス事業者のほうからは、運転手不足を理由にして当初想定していた運行本数がそもそも確保できないのだという運行計画案が出ているわけなのです。

それまでというのは、いろいろあるけれども、こちらがそう言ったのではなくて、バス転換したほうがいいですよといって国も道も旗振ってきたわけですよ、JRも。ところが、2024年問題がいよいよ現実化したときに現場の事業者から無理だという話が出てしまうわけです。そして、その後の17回のブロック協議会でも結局新幹線が30年度末には開業できないということが明らかになってきたと。協議会としては、さらに延びたとしても開業までの間、山線の運行はJR北海道が維持するということを正式に確認していますよね。その後さらにもっと延びるかもしれないという話にな

ったわけではないですか。

何を言いたいかというと、その前後で結局建設工事費の上振れがいよいよ出てきてしまうのです。インフラ工事はもともと後から予算追加でかかること多いのですけれども、当初の2.3兆円だったものがさらに1.2兆円増えて3.5兆円程度の見通しになるだろうと発表されたと。しかも、期間についても果たしていつになるやら分からないと。そうなったときに何が問題かということ、ブロック協議会としては新幹線が通るその日まではJR北海道の責任で鉄道を運行してくださいということになってはいるのだけれども、結局JR北海道からすれば早く切り離したくて仕方ないわけではないですか。早く畳んでしまいたいという立場なわけではないですか。だから、しゃにむにバス転換してくれというふうに我々に迫ってきたわけです。

ところが、開業が延びれば延びるほど、ある種サグラダファミリアのような状態になるのかもしれないけれども、ただインフラは刻々と老朽化していくと。その維持費に耐え切れなくなったJR北海道がある日もう無理ですと、これ以上支えられませんと新幹線の開業する前にバンザイしてしまえば果たしてどうなるかと。代替運行の確保の見通しも立たず、インフラ修繕の見通しも、財政的なめどもつかず、我々は公共の交通手段だけを失うという状態になるのです。挙げ句新幹線も通らない。もともとうちの町には止まらないけれども。

だから、このままいけば誰も責任を負うことができない状態で時間が過ぎてしまって、結局我が町の住民が交通難民になってしまうと。もうそれが目前まで迫っているのではないかというのが私の問題意識なのです。かといって、町単独でそれを何とか、何百億円も出すことなんてできはしないと。だから、道と国に責任取ってくださいと、バス転換はどだい無理なのだからと、もうそれがはっきりしてきているのだからと。新幹線のダイヤ

どころの騒ぎではないよと。新幹線のダイヤが出たところで運転手さんはもっと足りなくなっているのです。現在の定期路線でさえ維持できなくて減便続きです。その上で鉄道輸送の人員まで振り替えたとして、どこがそれを支えるのですかという話になってしまうのです。理屈は分かるのだけれども、現実それは無理な話なのです。だから、そろそろ立ち止まって本来あるべき責任を取ってくださいというふうに求めて、合理的に考えたら鉄道を維持したほうが社会的にもいいでしょうと求めるのが沿線自治体が背負っている実情なのではないかと、だから撤回を求めるべきだと私は何回も今申しているのです。どうでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

本件に関しては勇ましい言葉で住民の不安をあおるのは結構でございますが、それによってバス一本でも増えるわけではありません。私が言っているのは、17回のブロック会議の議事録読んでいただいたと思いますけれども、バス事業者が駄目だという、今のままではやっていけないというふうに言ったわけです。それについてそうでしょうと、会議で一番発言しているのは私で、一番厳しく言っているのは私ですから。だとするならば、やみくもに、思考停止的に今走っている鉄道をそのままバス転換するなんてばかげているということを行っているわけですよ、会議で。私だけが。そういうことを踏まえてきちんとダイヤも、そもそも新幹線のダイヤが出ないとそういう議論ができないでしょうというのは私だけです。

そのように、きちんと一步一步利用者の利便をどう確保していくか、どう守り抜いていくかというのが私の仕事ですから、そのブロック会議の中でも厳しめに発言していますし、別に鉄路維持が全てでなくて、私の主張としては余市町の町民の便益が守られるのであればやむなしというような立場ですので、それはそのまま引き続き続けてい

こうとは思いますが。

○14番（大物 翔君） それを責めたいわけではないのです。ただ、もう切り離して畳んでしまいたいとしているインフラ事業者、そしてやむやむではあるけれども、廃線に同意せざるを得なかった我が町とすれば、今ある鉄道施設のために追加で何かをしようという発想はなかなか出てこないと思うのですよね、今おっしゃったように。では、ほかの手段何とかならないかというのが軸になってしまっているものだから。ただ、そうすれば利用者の利便性はさらに悪くなるわけですよね、今でさえぼろぼろですから。跨線橋にエレベーター一つないですから。

だから、どうして今あるものをうまく使うという発想に立ち返らないのだろうと。次の新しい手のめどがなかなか立たない現実なわけではないですか。1.2兆円既にお金使っているそうです、新幹線のために。うちの町がではないです。そのお金あったら北海道中の線路ぴかぴかになります。そのお金あったら北海道中の駅設備近代化できます。エレベーターもつくかもしれない。エスカレーターだってつけられるかもしれない。観光客とかが求めている非接触型の改札機だって入れられるかもしれない。それら全てを捨ててまで新幹線にかじを切っているわけですよね、うちの町がではなくてです。そして、我々は残されようとしているわけです。だったら、一度立ち止まるべきでしょうと。

今うちの地域だけではなくてほかのいわゆる黄色線区と言われているところ、単独ではやられないから地元自治体が費用持ってくださいとJRが突然言ってきたと。冗談ではないと沿線自治体怒っていますよ、黄色線区の人たちだって。だって、冷静に考えてみてください。市町村道は市町村が維持します。鉄道は都市間交通です。道道とか国道と同じなのです。それを一市町村で何とかしろというのはどだい無理な話なのです。だ

から、それを担わなければいけないのは本来国なのです。

ダイヤが出ていないから、そのとおりかもしれない。ただ、それを待っていたら組めなくなると思うのです。いろいろアイデアはあるけれども、それを実現するすべがない。となれば、誰が責任取るのといったら、誰も取りたくても取れないになってしまう。では、今あるものを使うために枠組みを変えさせましょうと。そのほうが遠いようで私は現実的だと思うのです。別に勇ましいこと言いたいのではないのです。真面目に現実を解釈していったらそれしか道がないという、ただそれだけのことなのです。新幹線のダイヤが出るまで協議のしようもないというのも分かるのだけれども、それだったら逆に、ではよしんば撤回同意を今この場でできないにしても、ではもうちょっと鉄道使ってもらえるようにこちらで何か考えましょうかと。ずっと昔から出ているエレベーターつけてくださいという要望だって果たせていないわけなのですから。使えるように、使いやすいうようにしてあげて、ほら、見てくださいと、やっぱり人が乗るのですよと。だから、残してくださいと言ひ換えていくことだってできるのではないのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

それは私に対する質問なのかちょっと判然としませんのですけれども、私は余市町長ですから、余市町の立場としては小樽余市間は十分人が乗っていますよと言っているわけです。乗っていないなんて一言も言っていないわけです。だから、要は今並行在来線に乗っているけれども、インバウンド客も含めて、特に冬なんて積み残しが出るぐらい乗っているわけです。それが新幹線開業時にそちらに移行する可能性は高いと、議事録にも書いていますけれども。なので、新幹線駅から近隣自治体へのアクセスを考えないと駄目だと言ってい

るわけであって、すなわち発言を撤回するかしないかの二者択一で迫っているわけですが、私の立場としては、そもそも私は余市の便益を守るために、鉄道にこだわらず、大量輸送と迅速性が確保できるのであればそれでいいというふうに言っているわけであって、例えば余市と小樽間に関してはシャトルバスを常に走らせておけばそれを確保できるから、余市と小樽間については手当てできるのではないのかということまで言っているわけです。なので、それ以外の部分に関してはもちろん後志ブロックで歩調を合わせなければいけないので、私に対する質問ではないわけです。なので、もちろん私の立場としては余市の便益を守るべく最大限のことをやっているが、もちろん二者択一で物事を判別できるほど政はそんな単純なものではないと、少し込み入っているということでございます。

○14番（大物 翔君） そう単純ではないのです。

そして、特に鉄道政策というものは、やっぱり歴史を振り返ってみても極めて政治性の高い課題なのです、はるか昔から。中にはなぜだかよく分からないけれども、突然つくられた線区が存在して、それが10年もたたずに消えていったという事例も全国でもあるのです。だから、政治の力によって動いているのであれば、政治の力によって覆すこともできるのではないかなというのが私の思いなのです。その先にあるのはあくまで地域の便益を守るためだと。その地域というのは場合によっては余市町だけにとどまらない。せめて余市駅が健全であってくれば、周辺のまちからもお子さん学校に通わせるのに連れてこれるのだと。それすら失ったら立ち行かなくなるのだと、これは行政機関の人が言っている話ではないのです。そういうことだってあるのです。

たまたま後志の玄関口に立地的になってしまう町だから私はいろいろもろもろ考えたら一番合理的なのは恐らく鉄道を存続させることだろうと。

さりとて、今ここでこれ以上言って何かが動くわけでもないかとは思うので、次の質問に移らせてはいただきます。ただ、私は鉄路を捨てたくないと思っています。

次に、景観条例等の話に移らせていただくのですけれども、よくぞ言ってくださいました。つくるとは明言してくれなかったですけれども、必要性については検討すると。ただ、一番つらいのが開発行為そのものを強制的に止めるというのがなかなか難しいというところだと思うのです。

私たち議会としても先般、今年の3月ですけれども、意見書を国に対して採択しております。ご承知のとおり、大規模な再生可能エネルギー発電事業の適正導入と許認可手続において地域意見を反映することを求めると。今の制度であれば結局事業者優位と申しましょうか、地元の意向というよりは事業者と許可権者のほうで物が動いてしまうことが多いものだから、地元が駄目ですとって強制的に止めてあげる方法がほとんどないのです。今回たまたま起きている開発事業であれば、町が最後に切れるカードというのは保安林解除に同意しませんということなのです。事業者が何と言おうともできませんと、同意したくありませんと。ただ、それをやるためにはそれなりの根拠が必要でしょうけれども。だからこそ、そういう実効性のあるものをぜひつくっていただきたい。待っています。どうでしょう。研究、検討含めて目途としては目星はついていきますでしょうか。まだそこまではついていないでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

条例制定の話ですけれども、もちろん単純に、先ほど大物議員も言っていたとおり、条例は万全な魔法のつえというか、打ち出の小づちではなくて、それをつくれば開発を止められるわけではなくて、国の枠組みが上部にあるわけです。なので、

市町村の条例によって国の許認可そのものを直接覆すことはもちろんできないわけです。なので、そこに大きな期待値ギャップというのが生じるわけです。条例をつくったから、ありとあらゆる開発を止められるのではないかと思うわけですね、住民は。しかし、現実はそうではないと。では、意味ないのではないかというわけです。

ですから、町独自で実効性のある手続を担保するというのは非常に、そういう単純な話ではなく、いずれにせよ様々な自治体の先行事例があるので、そういう事例を参考にして、余市に当てはまるのか、当てはまらないのかというのは検討は進めて、私自身も勉強はしていますし、もちろん。担当のほうでも可能なかどうかというのは頭の体操としてするというのはもう当然のことであるというふうに思っています。

○14番（大物 翔君） 分かりました。条例つくる、つくらないの話は一旦分かりました。

同じ設問の2つ目として申し上げていたエコシステムの構築の話だったのですけれども、単純にゾーニングをするのだというところだけにとどまらず、後刻関連する補正予算も出てくるかと思えますけれども、やっぱり域外流出をどうやって食い止めていくかという、お金の面で、というのはやっぱり重要な課題でございまして、何でもかんでも町がやればいいというものではないのですけれども、ただやっぱりそういう外部資本に頼ったエネルギー構造からできるだけ脱却をしていくと、自分のところでつくったエネルギーを自分のところで消費する、それを可能であれば、今は公共施設をどうするかというのが軸なのでしょうけれども、ただビジョンが目指そうとしている姿というのはやっぱり自給自足に限りなく近づけるだと思うのです。

だから、まずは公共施設からという話なのでしようけれども、同時進行で、やっぱり地元でもそういうのに関心を持って動いている事業者さんだ

ったりもいると聞くのです。それがどれだけ広がりを見せているかはちょっと何ともなのですけれども、ただいずれにしてもそういうものを系統的に整えてあげることでエネルギーに関する経費というのを内製化してあげると。それを維持したり、直してあげたり、つくってあげたりするのに新たな仕事生まれるという循環をしていくことで自立していくというか、それはやっぱり地域の防御力を高めることにもなると思うのですけれども、そういった分野の展望についてはどうでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

エネルギーの自給自足に関してですけれども、ゾーニングの話も出ていましたが、促進地域とかを指定するに当たっては社会的な調査ですとか区域の科学的根拠づけが必要なので、そんな単純にできることではないということと、あと今回風力発電の、余市町からの意見として、もちろん住民の理解を得ることというのは大前提にあるけれども、エネルギーに関しては、地元で仮に発電したエネルギーであれば地元できちんと使うよというのが余市町の理念として入っているわけなので、私自身の考えとしてはもちろん再生可能エネルギーの地産地消というのは念頭にあるわけです。それを念頭に置いてどのようなエコシステムをつくれればいいのかというのは技術の進展、風力、太陽光いろいろありますけれども、どれが一番余市に合っているのかというのをきちんと現場精査してやらなければいけないですし、実際補助金を使って余市町も調査はしているところではあります。

○14番（大物 翔君） この分野も、この質問もうそろそろ終わって次に行きますけれども、日進月歩の世界であるし、今結構全国的に問題になっているのは、いわゆる旧来型のプロペラ式風車の大規模なのがよく問題になっていたりもします。太陽光も結構いろいろバッシングを浴びていますが、私は基本的に再エネ推進派なのですけ

れども、ただ最近いろいろ見ていると、とても低公害型というか、公害になりそうな要素を可能な限り抑制し得る技術というのもあるのです。

大型化できないのですけれども。アルキメデスのらせん水くみ機があると思うのですが、こんな棒に渦巻状のらせんがついていて、回すと水がくみ上がっていくという、昔からかんがい設備とかでよく使っている技術なのですけれども、あれを風車に応用したというのが一般的に販売されているのです。調べたら100ワット程度の電気は起こせると。ただ、大型化ができないと。プロペラがついていないのです。スクリュウ型なのです。回ったときの音波はどうなるかと思って調べてみたら40デシベル程度だと。要は図書館の室内程度のあれしか出ないと。だから、屋根の上に例えばつけておいたらあるかどうかも見落とすぐらいのものだと。それが万能とは言いません。ただ、そのぐらい、実はでっかくして1か所で集めて大規模にということをしなくてもできる技術自体はコスト面も含めて出てはきています。ただ、その分野というのはまさに日進月歩でございますので、今後も調査研究は前向きに進めることがよろしいかと思います。

私からは2件目については以上で終わります。

3件目の福祉人材の話でございすけれども、私がこの問題を調べ始めて一番最初に感じたことというのは、意外と必要な資格が重複をしておると。あるいは、どちらかの、例えば児童支援員さんとかであれば保育士さんとか教員の資格を持っていれば自動的に取れたりする場合もあったり、あるいは児童指導員のほうも実は取れたりする。大本は保育士さんとか教職員免許なのでしょうけれども。だから、介護も含んでなのだけれども、必要な資格だとか、こういう分野の施設で働くとするばこういう資格が必要なのです、その資格を取るためには学校へ行って取るパターンもあるし、実務経験を積んで、無資格から入って年数た

ったら試験が受けられますとか、あるいは自動的に付与されますと。それに対してうちの町ではここには既にこういう制度で支援をしています、あるいは国のほうから事業者に対してこういう支援をしていますというようなことが一覧で見えるようにしてあげて、パソコンの画面を今想像しているのですけれども、ボタン一つで見て回れるようにしてあげる。

今ありとあらゆる場所に情報があふれ返っているものですから、単純に調べようと思ってもなかなか大変なのです。ただ、その中で一番信憑性が高く客観性が確保できているというふうに思われるのは、やっぱり公共情報だと思っているのです。だから、役場のページでもいいのですけれども、専用のアプリというわけにもいかないでしょうけれども、そういうのをすぐつかまえられるようにしておいたらいい。うちらがもし何か新しい支援を打つのであれば、これができるようになります、これをやりますとやることと、例えば奨学金の返還支援制度だとかと、こういうのをやっていますというふうにしていくことでフルでは働けなくても、例えばハーフでもいけますとか、時短でもいけますということを分かるようにしたら、そこ見れば全部分かりますというふうにしたらと。これはすごく重要な情報提供だと思うのですけれども、そういうのを、どうでしょう、やってみたり検討したりはしないですか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

潜在的な有資格者の掘り起こしは非常に重要な問題だと考えていまして、もちろん前々から言っているとおり、保育士の不足だとか、放課後児童クラブ、なかなか人が足りないとか、そういうのによって子供たち、今は子供たちですけれども、介護のほうもそうかもしれませんが、そういうサービスが制限されるということはある話であります。もちろん有資格者でありながら仕事に就いて

いない例というのは結構聞いており、私としてはもったいないなと思っているのですけれども、やはり時間と生活とのミスマッチとかが生じることによって、そういう資格を持って働けるのだけれども、この時間しか働けないと、結局成立しないという事例が結構あるのですが、それを解決するのはなかなか、それこそ保育園とか、幼稚園とか、放課後児童クラブも同じ時間に来て同じ時間に帰るということなので、その時間にだけ人が必要ということがあります。だから、そうそう単純に解決できる問題ではなく、結構難しい問題だなというふうには考えているわけであります。

いずれにせよ、どの資格を持っている人が必要なのか、どういう支援が必要なのかというのは、我々ももちろんこれまでも地道にやってきたわけですが、まとめるのはAIがすぐまとめてくれるから誰でも多分すぐできると思うのですが、いずれにせよ人材の確保と掘り起こし、しかも時間がぴったり合って、家庭との兼ね合いとかもないような掘り起こしに関しては非常に難しい論点ではあるので、既に地道にやっていますけれども、引き続きその分野に力を入れていくということでございます。

○14番（大物 翔君） 地道に頑張ってきているのは、私もいろいろな場でどうなのだと伺って、そのたびにいろいろな答弁もらってきました。だから、ずっと頑張っていてやっているのは分かっているのです。だから、それを一覧で分かるようにしてあげましょうと、それだけでも随分違うと思いますよという、新たにそのために人を雇ってというのであればちょっと、それはそれで大変な話ですけれども、だから今まで積み重ねて地道に頑張ってきたものを一覧化してあげると。努力の集大成ではないですけれども。それをさらに磨いていってあげるとというのが、地域の人からどうなのだろうと思ったときにぱっと分かる。それは立派な公共サービスだと思うのです。

進路を考える上でも、あるいは学校卒業した人が生活形態どうしようかなと考えたときに、この資格がないと駄目だというケースもあるし、この資格があったほうがよりよいのだというケースもあるのです。だから、そういう関連したものの相関図みたいなのが私はあったほうがいいだろうと。まず、分からないを払拭する。そして、ミスマッチが何なのかはある程度把握されているとは思っているので、それは1個1個解消していく。その土台になってくれればなと思うのです。だから、そういうまとめの作業というのはやったほうがいいと思います。どうでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に対してお答えさせていただきたいと思います。

余市町のほうでもまとめというか、こういう制度がありますよというのは発信しているというのは言ったとおりであります。いずれにせよ、もちろんまとめるのは、今本当にそういうやりたい人がいればすぐAIがまとめてくれるわけなので、町でやらなくても多分すぐ皆さん自力でまとめられると思いますが、いずれにせよ発掘に関しては重要だと思うので、引き続き地道に取り組むということでございます。

○議長（藤野博三君） 大物議員の発言が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 2時00分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

発言順位3番、議席番号4番、佐藤議員の発言を許します。

○4番（佐藤剛司君） さきに通告しておりました一般質問1件について質問いたします。

件名、閉校に伴う空き校舎の有効活用と地域活

性化について。現状少子高齢化の波は避け難く、本町においても義務教育学校や小中一貫校などへの学校教育施設の再編計画があり、今後役目を終えた公共施設が負の施設になる懸念があります。2016年に閉校になった栄小学校は、現在町の防災備品貯蔵の拠点として機能しておりますが、将来的に閉校になる学校施設が出た場合の今後について町として想定されているのか。

閉鎖になった施設は、放置することにより老朽化が進み、地域の防犯、防災上のリスクとなるばかりか、維持管理費だけが町財政にのしかかる負の遺産になるかもしれません。しかし、別視線では立派な財産に変化します。この財産に新たな価値を見だし、学校施設ならではのポテンシャルに注目してみました。北海道が全道各地に展開している道立青少年体験活動施設、通称ネイパルの事例です。通称ネイパルは、豊かな自然や地域の特性を生かした体験活動の場として、また集団宿泊研修の拠点として年間を通じて多くの若者や団体を受け入れ、地域の交流人口、関係人口の拡大に大きく貢献しています。実際北海道教育委員会のデータでは、通称ネイパル等の教育施設の利用者は、9割以上が町外、管外からの広域流入であり、強力な関係人口創出拠点になっております。

本町には海や山、川、豊かな食、そして世界に誇るワイン産業など、通称ネイパルにも劣らない、それ以上のすばらしい地域資源があります。今後役目を終えた教育施設の再利用を考えた場合、北海道からの補助金や地方創生関連の財源などを戦略的に組み合わせリノベーションし、宿泊機能を持った多用途教育施設、合宿所として再生し、本町に新たな人の流れを呼び込む強力な拠点になるのではないのでしょうか。子供たちのスポーツ、文化合宿、大学のゼミ合宿はもちろんのこと、近年需要が高まっているリカレント教育、ワーケーション、さらにはワインツーリズムと連動した滞在型イベント拠点など、用途を多用途に広げるこ

とで通年での稼働と地域経済への貢献が十分に可能と考えます。以下、質問いたします。

1、今後の学校統廃合に伴う空き校舎発生への現状認識と将来予測について。小中一貫校や義務教育学校への移行に伴い、今後複数の空き校舎が同時に発生するのではと予測するが、これを明確なビジョンなく放置すると財政に悪影響が出かねない。本格的な学校再編を見据えた今、町として最初の先進的な成功モデルを確立してはと考えるが、現状の認識と将来的な管理、活用に向けたグランドデザインを伺いたい。

2、旧栄小学校をモデルとした多用途教育施設、合宿所への再生案について。現在災害備蓄品の拠点になっているが、日常時は宿泊機能を持った多用途教育施設、合宿所として広く町外からの滞在人口を呼び込み、有事の際には機能的な避難所として即座に稼働するフェーズフリーの視点を取り入れたリノベーションを提案する。北海道の補助金などを戦略的に活用し、ネイパルなどの大規模施設ではない、1団体貸切りのようなプライベート型で、小規模学校の強みを生かした拠点として再生させることについて町の見解を伺いたい。

以上、答弁お願いいたします。

○教育長（高橋伸明君） 4番、佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目と2点目の質問は関連ございますので、一括して答弁をさせていただきます。今後の学校統廃合に伴う空き校舎発生への現状認識と将来予測についてでございますが、現在余市町立学校適正規模・適正配置計画により小中学校統廃合に関する議論を進めているところであり、空き校舎の有効活用につきましては今後の大きな課題であると認識をしております。

また、ご提案の旧栄小学校をモデルとした多用途教育施設、合宿所への再生案についてでございますが、ネイパル等をはじめとする青少年体験活動施設は大変有意義な施設であると認識しており

ますが、町主体での整備、運営となりますと困難であると考えてございます。今後町の公共施設再編の方向性を考慮しつつ、地域にとって最適な活用の在り方について慎重に見極めをしていきたいと考えております。

○4番（佐藤剛司君） では、再質問いたします。

今教育長のほうで現在小中一貫校、義務教育学校の議論中ということなのですが、その中で栄小学校の再生案等について町主体での整備、運営は困難という発言がありました。私も町独自でそれをやっていただきたいとは考えていないのですが、そこでちょっと伺いたいのですけれども、民間事業者や指定管理者制度などを使って官民連携方式についても困難との認識なのか、もしくはそれも活用手法の一つとして検討する余地はあるのか、お聞きいたします。

○教育長（高橋伸明君） 4番、佐藤議員の再度のご質問にご答弁いたします。

今お話ございました栄小学校、町主導ではなく、民間等の提案があった場合ということでございますが、そういう提案をいただけた場合につきましては、その提案内容ですとか規模、それから地域への影響等を考慮した中で総合的に判断できるもので、排除するものではないと考えております。

○4番（佐藤剛司君） 今後可能性としてあるということで認識今しますけれども、今後町として民間事業者の意向調査だったり、道の駅等でもやっているサウンディング市場調査等を行う考えというのは今後可能性としてはあるのでしょうか。

○教育長（高橋伸明君） 4番、佐藤議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

今後発生するであろう空き校舎につきましては、栄小学校に限らず、十分予測はされるところでございますが、現在教育委員会といたしましては、まずは統廃合を優先したいと考えております。そういった中で、子供たちの学ぶ環境づくりを最優先事項として教育行政の執行に取り組んでまい

りたいと考えておりますので、空き校舎のその後の運用につきましては優先順位としてはその次の段階ということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○4番（佐藤剛司君） 今現状で子供たちの環境整備が優先されて、その後の空き校舎になるであろうものに関しては優先順位としては低いという答弁だと思うのですが、今後本当に空き校舎が何校出るかと、想定もある程度はできるのかもしれないのですが、あくまで仮定の話になってしまうので、あまり突っ込んだ議論とかというのはできないのかもしれませんが、現状として栄小学校が閉校して災害備蓄品の拠点として活用されているということで、もう既に閉校になって町の財源の中でその施設を維持管理しているというものに関して、それを交流人口を増やすため、滞在人口を増やすためにリノベーションすることに対して担当課のほうで議論する考えは今後あるのかどうか、お聞かせ願います。

○教育長（高橋申明君） 4番、佐藤議員の再度のご質問にご答弁をさせていただきます。

当初の答弁と重複する部分ございますが、空き校舎の今後の運用につきましては、当初答弁で申し上げましたが、町の公共施設の再編整備の時期等も考慮しまして、ほかの施設への転用ですとか、そういったものも十分その時点で考慮すべき課題は出てくるかなと思っております。いずれにいたしましても、学校とはいえ、町の貴重な財産であることには変わりありませんので、有効的な活用を模索してまいりたいと考えております。

○4番（佐藤剛司君） 今回この質問をするに当たって、校舎を残したいというか、閉校した施設を未活用の施設にするのか、それとも地域資源にするのか、その議論を今から始めませんかという、準備しませんかという部分で栄小学校をモデルにしてどうでしょうかという提案でした。学校再編後に慌ててやるというよりは今から準備できる

ことはやっていただいたほうがいいのではないかと、余市型の交流人口創出モデルという形でフェーズフリーで栄小学校のリノベーションだったりというものを進めていくのはどうでしょうかということで提案させていただきました。今後活用想定を再編後にするよりは再編前にして、スムーズに余市町の財産を稼げる力として活用していただければなというのを強く要望して、質問をこれで終わりたいと思います。何かあれば教育長、よろしくお願いいたします。

○教育長（高橋申明君） 4番、佐藤議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

繰り返してしまいますが、優先順位はまず児童生徒というところには変わらないのですが、方向性が見えた段階で早い時期に、ご提案あった件も含めまして早い段階で検討に入らせていただければと思います。

○議長（藤野博三君） 佐藤議員の発言が終わりました。

発言順位4番、議席番号9番、土屋議員の発言を許します。

○9番（土屋美奈子君） 令和8年余市町議会第2回定例会におきまして、さきに通告いたしました一般質問1件について質問いたします。教育長におかれましては、答弁のほどよろしくお願いいたします。

件名、教育長の教育行政に対する基本姿勢について。教育行政を取り巻く環境は大きく変化をしています。少子化や人口減少の進行に加え、教職員の長時間労働や教師不足、不登校やいじめへの対応、特別支援教育の充実、教育格差への対応、ICTや生成AIの活用など、学校現場には複雑かつ多様な課題が存在をしています。一方で、教育行政には子供たちの学ぶ権利を保障するとともに、教育の政治的中立性と専門性を維持しながら、持続可能な学校運営を実現していくことが求められています。新たに就任された教育長がこうした

課題をどのように認識し、どのような理念と方針の下で教育行政を担おうとしているのか、その基本的な考え方について伺います。

1、教育行政の最重要課題の認識について。現在の教育行政を取り巻く状況を踏まえ、教育長は本町の教育行政における最も重要な課題をどのように認識しているのか伺います。また、その課題に対して教育委員会として今後どのような方向性で取り組む考えかを伺います。

2つ目、教育の政治的中立性と教育委員会の役割について。教育行政においては、首長部局との連携を図りながらも、教育の政治的中立性と継続性、教育委員会の自立性を確保することが重要であると考えます。教育長は、教育行政における政治的中立性についてどのような考えを持ち、その役割をどのように果たしていく考えかを伺います。

3、教職員の働き方改革と教師不足について。全国的に教職員の長時間労働や教師不足が深刻化しており、教育の質や学校運営そのものへの影響も懸念されています。教育長は、本町の学校現場の勤務実態や人員配置の現状をどのように認識しているのか、また教職員の献身や努力に依存するのではなく、教育委員会として業務改善、人員確保、現場支援をどのように進めていく考えかを伺います。

4、子供の学ぶ権利を保障する教育行政について。不登校やいじめ、障害の有無、家庭環境や経済状況など、子供たちを取り巻く現状は多様化をしています。そのような中であっても、全ての子供が安心して学び、そして可能性を伸ばすことのできる教育環境を整備することが教育行政の重要な役割であると考えます。教育長は、この子供の学ぶ権利を守る責任者であると同時に、教職員が健康に働き続けられる学校を守る責任者でもあると考えますが、その実現に向けた所信を伺います。

○教育長（高橋伸明君） 9番、土屋議員の教育行政に対する基本姿勢についての質問にお答えい

たします。

1点目の教育行政の最重要課題の認識につきましては、本町の教育の根幹は人づくりであり、一人一人が互いに尊重、協働しながら、様々な社会変化を乗り越え、心豊かに人生を送り、地域社会の一員として持続可能な社会のつくり手となることのできる人材を育成することが重要であると考えております。教育委員会としましては、学校、家庭、地域が緊密に連携、協働し、子供たちを社会全体で支える教育環境づくりを進めてまいります。

2点目の教育行政における政治的中立性と継続性及び教育委員会の自立性の確保は、議員のご質問にありますとおり、子供たちに公正な教育を保障するための根幹であり、極めて重要であると考えております。町長部局が進める子育て支援やまちづくりといった施策とは緊密な連携、協働を図っていく必要があり、町長部局とは十分な意思疎通を図りつつ、教育委員会の専門性と自立的な機能をしっかりと発揮させ、本町の教育の独自性と中立性を守る役割を果たす必要があると考えております。

3点目の教職員の働き方改革と教師不足につきましては、教職員の長時間労働や人員確保の課題が教育の質を左右する極めて深刻な課題として認識しております。本町では、第3次アクションプランに基づき、教職員の在校時間の客観的な把握に努めるとともに、校務支援システム等の活用による事務の効率化、学習支援員等の適切な配置、また学校行事の見直しや部活動の地域移行を進めているところであり、教職員の過度な負担に依存する構造を脱却し、子供たちと向き合う時間を生み出すための環境整備を進めることで教職員不足の解消の一助になればと考えております。

4点目の子供の学ぶ権利を保障する教育行政につきましては、不登校やいじめ、障害の有無、家庭環境や経済状況など、子供たちが置かれている

状況は多様化しておりますが、いかなる状況にあっても教育を受ける機会は保障されなければならないと考えております。本町におきましては、不登校児童生徒への支援、いじめの未然防止と早期発見、早期対応、ＩＣＴ機器を活用した学習環境の整備など、多様な学びを支える取組を進めているところであります。

また、子供の学ぶ権利を守るためには、その学びを支える教職員の心身の健康が不可欠であります。子供たちが安心して学び、教職員が誇りと意欲を持って働くことができるよう、学校、家庭、地域が連携、協働し、社会全体で支える教育環境づくりを進め、本町の未来を担う子供たちの成長を支えてまいりたいと考えております。

○９番（土屋美奈子君） 再質問をさせていただきます。

まず、教育行政の最重要課題について、そして教育委員会として今後どのような方向性で取り組む考えかということで１点目伺いましたけれども、本町の教育は人づくりを柱に、根幹にしているという答弁でした。人材育成、子供たちの力を最大限伸ばしていくという姿勢なのだろうと思います。学校、地域、家庭が協働してその仕組みをつくっていくという答弁をいただきました。

様々な課題があると思っています。本当に私たちの子供のときと比べて今の子供たちはインターネットにつながっているので、どこにでも、どの分野にでも入っていけるような中で生きているのだと思います。その中で、たくさんの課題がある中で、大きくというか、主眼を置くというか、これから進んでいく、教育長が先頭に立って進んでいく中で、どれも大切な課題だとは思いますが、まず最初に取り組もうとするものというか、強い、これは進めていきたいなというようなものがありましたら、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○教育長（高橋伸明君） ９番、土屋議員の再度

のご質問にご答弁を申し上げます。

様々な課題の中で最重要を何を捉えて進めていくかというご質問でございますが、私としてもまだ、就任まだ３か月未満ということで、いろいろ勉強している最中でございますが、これまで教育関係者の方々ですとかＰＴＡの方々、様々お会いする機会ございました。そういった中で、やはり学校だけではなくなかなか解決できない問題が多いなという印象を受けております。そういった中で、当初答弁で申し上げましたが、学校、家庭、地域、こちらを協働して、緊密に連携して子供たちを育てていくことが何より大切かなというふうに今私は考えているところでございます。

○９番（土屋美奈子君） 分かりました。どれも全体的に絡まっておりますので、順番に質問するというか、いろいろ絡まっているので、お話ししますけれども、例えば子供の人材育成をしていくにしても、学ぶ権利やいろいろなものを支えていくにしても、やっぱり学校環境が整っていないのであれば進めていけないのだろうし、みんなが絡まっているので、協働して進めていくというのはそのとおりなのだろうというふうに思います。どこに主眼を置くということではなくて、喫緊の課題というのではなくて、全体的に底上げをしていくというふうな進み方でいかれるということでしょうか。一応確認をします。

○教育長（高橋伸明君） ９番、土屋議員の再度のご質問にご答弁をさせていただきます。

まだ私の中で明確に焦点が絞れているわけではございませんが、やはり子供たちが元気よく、笑顔でいられるということが一番かなというふうに考えております。そういった中では学習面ももちろんですけれども、生活環境、また繰り返しになってしまっていますが、そういう家庭、学校、地域の見守り、連携が子供たちの成長に役立つというふうに考えております。

○９番（土屋美奈子君） 分かりました。

次に、政治的中立性と教育委員会の役割についてお聞きをします。政治的な中立性、もちろん町長部局と連携していかなければいけない、それは例えばいじめの問題、命の問題なんていうのはやっぱりどうしても教育委員会だけではなかなかいけないところもありますし、また防災の拠点とかにも学校はなっていますし、いろいろな意味でも協力していくのだけれども、しかしながら教育委員会としての独自性というものは、例えば首長が替わったり、国の制度が変わったりするたびに教え方がころころ変わるようではいけないのです。教育委員会として一貫していなければいけない、そこに左右されるものであってはいけないと思うのです。ここの見解をまず伺います。

○教育長（高橋伸明君） 9番、土屋議員の再度のご質問にご答弁をさせていただきます。

子供たちを教えていく中で、現在も実際行われておりますが、各学校区、中学校の学校区におきまして、小中学校では連携を図りながら、一貫した9年間の教育を目指して日夜先生方は中学校から小学校へ行き、小学校の先生が中学校で授業するといったような一連の流れをつくりながら、それぞれ独自性を持って、一貫した教育方針の下、進めるような体制を今つくっているところでございます。

○9番（土屋美奈子君） 分かりました。学校を行ったり来たりしながら、子供たちが遅れていかないようにとか、支えているということです。

先ほど答弁で学習支援員のお話もありましたけれども、町単独で予算つけていると思うのですけれども、ここもどこに主眼を置くかということ、学習がとてもしる上世代を伸ばすというのではなくて、余市の教育委員会としては底上げをするということ、だからついてこれない子供たちを同じところまで上げてやるという主眼で使ってほしいのです。そこら辺は余市町の教育委員会の意向で、この方たちは多分その意向の下に動くと思う

のです、町で予算をつけて募集する支援員ですから。だから、その視点を明確にさせていただきたいというので、ちょっとそここの見解も聞いておきます。

○教育長（高橋伸明君） 9番、土屋議員の再度のご質問にご答弁いたします。

今ご質問ありました教育支援員の関係でございますが、議員からお話ありましたとおり、それぞれ児童生徒によって学習の進み具合が違いますので、そういった部分をそれぞれフォローしながら底上げを図っていくというのが主体でございます。

○9番（土屋美奈子君） 先ほど小学校、中学校やり取りしながらというお話ありましたけれども、うちの学校、町内の学校、小学校でも中学校でもそれぞれ特色がございます。そして、その学校独自の取組をしているものがあって、小学校でいえば皆同じではないのです。例えば、保護者も一緒に力を合わせながら夜の星を見ようとか、春に山菜を取ろうとか、そんなことやっている学校もあれば、それをやっていない学校もあれば、小学校それぞれ独自性というか、ばらばらなのです。その学校の取組というのは、それはそれで尊重してあげてほしいのです。教育委員会が通り一辺倒の上からこうしなさいではなくて、学校の取組というものはとても大事なものだというふうに思っているのです。だから、現場のそういった力を発揮できる体制というのをどうつくられていくのかということでお聞きをしたいと思います。

○教育長（高橋伸明君） 9番、土屋議員のご質問にご答弁をさせていただきます。

各学校による地域特性という部分でございますが、これにつきましては各中学校区で設けておりますコミュニティ・スクールという、俗にCSと言うのですが、そちらの中で学校関係者、それからPTAの方々など交えた中で、学校の運営方針ですとか、独自の取組内容なんかもその中で議論

して進めているところですので、教育委員会からの一律ということはなく、独自性は生かしていきたいと考えております。

○9番（土屋美奈子君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、働き方改革に行きたいと思ひます。今第3期アクションプランがもう策定されたのでしょうか、来年度なのでしょう、結構スタートしてから時間がたつのですけれども、ここはまた中身細かくやるとそれ一本での一般質問かなというくらいになってしまうので、教育委員会の姿勢という、今回練られたアクションプランというのは、北海道がつくったものにほぼほぼそのままどんと、すんとんと落としたような形ではないかなと思ひます。そこに何か独自性はあるのか、どういふ検討されたのかということだけお聞きしておきたいと思ひます。

○教育長（高橋伸明君） 9番、土屋議員の再度のご質問にご答弁を申し上げます。

第3次アクションプランの中で町独自の部分ということでございますが、余市町としては部活動の地域移行につきまして積極的に取り組んで、独自性が発揮されているものと認識してございます。

○9番（土屋美奈子君） 一番初めにこのアクションプランをつくったときに、第1次のときに、現場の声をどういふふうに取り入れるのかという質問を私は委員会でした。このときに北海道が教職員の労働組合に案を打診して、そこから回答を得ているのです。これは公開されておりますから。一定程度盛り込まれたのです、その内容というのは。だけれども、まだ十分ではなかったのだけれども、もちろん教育長よくご存じだと思ひけれども、労働組合ございまして、もちろん憲法に基づいた正式な労働組合でございます。これが普通の会社であれば労使交渉というのが認められていることなのです。ただ、形態、教職員の場合

は仕事の形態がちょっと違うのです。お給料の部分は北海道から、そして仕事の労の部分、労使交渉の部分の働く交渉の部分は、雇用者というのは教育長という、人事権を多分持っていられちゃうのだと思ひます。一般的には労使交渉は普通にされるのだけれども、形態が、お給料と働くところが分かれているものだから、されてこなかったのです。本来は、それはあつてしかり。

そういった中で、この働き方改革、教職員の実態がなかなかこれまで浮かんでこなかった。それが浮かび上がってきたときに、マスコミが大きく取り上げたからこういうことになったのだけれども、明るみになって、その中でやっぱり現場の声を聞かないことには、これまでの反省を踏まえて、だからそれがきちんとなされてこなかったがために、労使交渉ですよ、憲法第28条に基づくものです。この仕組みが表に出てこなかったということがここまで長引いてしまった、悪くなつてしまった原因の一つかなと私は思ひます。そこら辺について教育長の見解をお伺ひしたいというふうに思ひます。

○教育長（高橋伸明君） 9番、土屋議員の再度のご質問にお答えをさせていただきます。

教職員の働き方改革という中でこのアクションプランは作成されているわけでございますが、その中で働く現場の人の声も聞くというのは当然重要なことであろうと思ひます。それぞれ学校長、教頭、管理職の立場、また現場の教職員の方々の立場、それぞれの意見を反映させた中でつくっていくことが重要であるという認識でございます。

○9番（土屋美奈子君） これまでも北海道もきちんと協議、組合と協議した中でやってきているということを踏まえて、もちろん学校長、副校長、教頭ですか、副校長というのですか、そしてたくさんの方々が負担が行っているところの声もしっかり聞かないときちんとしたものにならないし、解決になりませんから、うちの町のためにならないし。

だから、そこら辺はしっかりと声を聞くということをしていただきたいというふうに思います。アクションプランはまたそのうちにやらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

もう一つ、そしてそれだけでは解決できなくて、教員不足というのは本町だけでは解決できないので、事があるたびに、もしお話をする機会があれば国に対しても申し上げていただきたい。これは法改正が必要なので、それをお願いしたいと思いますけれども、見解をお願いします。

○教育長（高橋伸明君） 9番、土屋議員の再度のご質問にお答えをさせていただきます。

教育委員会としまして、教員不足というのはできるだけ解消されるべき事案だとは認識してございますので、これからも教育局等を通して要望させていただきたいと思います。

○9番（土屋美奈子君） それでは、学ぶ権利をしようと思います。

今まで、これからいろいろ教育行政に深く入り込んでいくのだらうと思いますけれども、世界で、国連かな、子どもの権利条約を読まれたことはございますか。日本はそれを批准しております。それがなかなかきちんと浸透していかないということがあって、できればどこかで目を通していただいて、子供は子供の権利として学ぶ権利があるので、教育長、どこかで目を通していただきたい。今見解は聞きません。まだ見ていないかもしれないので。どこかで目を通していただきたいというふうに思います。

いろいろと聞かせていただきました。しっかりと、子供たちを守る、そして教職員も守る、働き方も守る、たくさんの課題がございますので、しっかりとトップに立って進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。何かあればお願いいたします。

○教育長（高橋伸明君） 9番、土屋議員の再度

のご質問に答弁をさせていただきます。

私まだまだ勉強不足でございますが、やはり何よりも一番は子供たち、児童生徒の成長、健やかな成長という部分が何よりも最優先されるべき事項であると認識しております。そのためにはおっしゃられていました教職員の健康管理、職場環境の整備も併せて重要になってくるという認識でございます。余市町教育委員会としましてそのことを十分に認識した上でいろいろ教育行政を進めてまいりたいと考えております。これからもご協力よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 土屋議員の発言が終わりました。

○議長（藤野博三君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明24日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 2時41分

上記会議録は、中山書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 7 番 藤 野 博 三

余市町議会議員 1 5 番 白 川 栄 美 子

余市町議会議員 1 6 番 寺 田 進

余市町議会議員 1 番 山 本 正 行